＜記載例Ⅱ－ⅩⅥ＞

法第8条第２号の技術上の基準に関する事項

（一般則第８条の２第２項の技術上の基準に対応する事項：移動式圧縮水素スタンド）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 第６条第２項の準用（第８条の２第２項第１号） | 第６条第２項第１号イ，ハ，第２号ヌ及びル並びに第４号から第６号まで並びに第７条の３第３項第２号から第５号まで並びに第８条第２項第１号ト及び同号チの基準を遵守します。 |  |
| 安全弁の止め弁（第６条第２項第１号イ） | 　安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は常に全開しておきます。ただし，安全弁又は逃し弁の修理又は清掃のため特に必要な場合はこの限りでないものとします。 | 添付書類№ |
| 圧縮禁止ガス | 　次に掲げるガスは圧縮しません。（ハ）アセチレン，エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の2％以上のもの | 添付書類№ |
| 一般複合容器等への充塡（第６条第２項第２号ヌ） | 　容器保安規則に規定する圧縮水素ガス自動車，圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器，圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器，液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は一般複合容器であって，当該容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものには高圧ガスを充塡しません。 | 添付書類№ |
| ル．国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器への充塡 | 国際相互承認に係る容器保安規則に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器には，当該容器を製造した月の前月から起算して15年を経過したものには，高圧ガスを充塡しません。 |  |
| 設備の点検及び異常確認時の措置(第６条第2項第4号) | 高圧ガスの製造は，製造設備の使用開始及び使用終了時に当該設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか，1日に1回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し，異常のあるときは，当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行います。 | 添付書類№ |
| 設備の修理又は清掃(第６条第2項第5号) | 　ガス設備の修理又は清掃（以下「修理等」という。）及びその後の製造は，次に掲げる基準により，保安上支障のない状態で行います。 |  |
| イ．作業計画 | 修理等をするときは，あらかじめ，修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め，修理等は，当該作業計画に従い，かつ，当該責任者の監視の下に行うこととし又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行います。 | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| ロ．危険防止の措置 | ガス設備の修理等をするときは，危険を防止するための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| ハ．設備内に入る時の措置 | 　修理等のため作業員がガス設備を開放し，又はガス設備内に入るときは，危険を防止するための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| ニ．他部からのガス漏えい | 　ガス設備を開放して修理等をするときは，当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。 | 添付書類№ |
| ホ．正常作動確認 | 　修理等が終了したときは，当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造を行いません。 | 添付書類№ |
| バルブに過大な力を加えない措置(第６条第2項第6号) | 　バルブを操作する場合は，バルブの材質，構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 充塡後の措置（第７条の３第３項第２号） | 　圧縮水素の充塡は，充填した後に容器とディスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させることにより，圧縮水素が漏えいし，又は爆発しないような措置を講じます。 | 添付書類№ |
| 充塡する水素の品質（第７条の３第３項第３号） | 　圧縮水素を容器に充塡するときは，容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとします。  | 添付書類№ |
| 容器充塡時の流量（第７条の３第３項第４号） | 　圧縮水素を容器に充塡するときは，圧縮水素により当該容器を損傷するおそれのある流量で充塡しません。 | 添付書類№ |
| ノズルの車両への接続（第７条の３第３項第５号） | 　製造設備の冷凍の用に供する冷凍設備により冷却した圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に充塡するときは，ディスペンサーのホースの先端部に設けた充塡用のノズルと当該容器との接続部が凍結した状態で接続しません。 | 添付書類№ |
| 静電気の除去措置（第８条第２項第１号ト） | 　製造設備を使用して高圧ガスを充塡するときは，当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講じて行います。 | 添付書類№ |
| 車両の固定（第８条第２項第１号チ） | 　車両に固定した容器（内容積が4,000L以上のものに限る。）に高圧ガスを送り出し，又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは，車止めを設けること等により当該車両を固定します。 | 添付書類№ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 第８条の２第２項第２号 | 圧縮水素又は液化水素の製造は，その発生，混合，減圧又は充塡において，次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行います。 |  |
| イ．設備距離 | 圧縮水素又は液化水素を製造（ホの製造を除く。）するときは，あらかじめ，圧縮水素又は液化水素の製造設備の外面から第１種保安物件に対し第１種設備距離（製造設備が第６条第１項第２７号並びに第７条の３第２項第10号，第16号及び第２０号（温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。）の基準に適合している場合にあっては15ｍ）以上，第２種保安物件に対し第２種設備距離（製造設備が第６条第１項第２７号並びに第７条の３第２項第10号，第16号及び第20号（温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。）の基準に適合している場合にあっては10ｍ）以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認します。 | 添付書類№ |
| ロ．ディスペンサーからの距離 | ディスペンサーは，その本体の外面から公道の道路境界線に対し第２種設備距離（ディスペンサーの常用の圧力が40MPaを超え82MPa以下の場合にあっては８ｍ，ディスペンサーの常用の圧力が40MPa以下の場合にあっては６ｍ）以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認します。 | 添付書類№ |
| ハ．火気取扱施設からの距離 | 製造設備（可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。）は，その外面から火気（当該移動式圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し第２種設備距離（製造設備の常用の圧力が40MPaを超え82MPa以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあっては８ｍ，製造設備の常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあっては６ｍ，液化水素が通る部分にあっては２ｍ）以上の距離を有し，又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていることを確認します。 | 添付書類№ |
| 二．可燃性ガスの製造設備からの距離 | 処理設備及び貯蔵設備は，その外面から当該移動式圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮水素スタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き，可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し６メートル以上，酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し10メートル以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認します。 | 添付書類№ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| ホ．圧縮天然ガススタンド等からの距離 | 第７条第２項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内，第７条の２第１項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内，第７条の３第２項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内又は液化石油ガス保安規則第８条第１項の規定に基づき設置された液化石油ガススタンド内で圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に，移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充塡するときは，当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が40MPaを超え82MPa以下の場合にあっては８メートル，製造設備の常用の圧力が40MPa以下の場合にあっては６メートル）以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認します。 | 添付書類№ |
| へ．充填場所 | 第１種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で充塡します。 | 添付書類№ |
| 第６条第２項の準用（第８条の２第２項第３号） | 貯蔵設備である充塡容器等及びその容器置場は，第６条第２項第８号（ただし，移動式圧縮水素スタンドに固定された容器（超低温容器又は低温容器を除く。）にあってはホを除く。）の基準に適合すること。 |  |
| イ．充塡容器残ガス容器の区分 | 充塡容器等は，充塡容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。 | 添付書類№ |
| ロ．充塡容器等のガス別の区分 | 　充塡容器は，それぞれ区分して容器置場に置きます。 | 添付書類№ |
| ハ．容器置場に置くことができるもの | 　容器置場には，計量器等作業に必要な物以外の物は置きません。 | 添付書類№ |
| ニ．容器置場の周囲における火気等の制限 | 　容器置場の周囲２ｍ以内においては，火気の使用を禁じ，かつ，引火性若しくは発火性の物を置きません。ただし，容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は，この限りでないものとします。 | 添付書類№ |
| ホ．充塡容器等の温度 | 　充塡容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は，常に温度40度（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保ちます。 | 添付書類№ |
| へ。圧縮水素運送自動車用容器の温度 | 　圧縮水素運送自動車用容器は，常に温度65度以下に保ちます。 | 添付書類№ |
| ト．充塡容器等の転落転倒防止措置 | 　充塡容器等（内容積が5Ｌ以下のものを除く。）には，転落，転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ，かつ，粗暴な取り扱いをしません。 | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| チ．容器置場の燈火 | 　容器置場には，携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。 | 添付書類№ |
| 第８条の２第２項第４号 | 液化水素の超低温容器を設置する場合にあっては，適切な断熱性能を保ちます。 | 添付書類№ |
| 第８条の２第２項第５号 | 移動式製造設備又は充塡容器等（以下この号において「移動式製造設備等」という。）により液化水素の超低温容器に液化水素を受け入れる際に，水素を放出する場合は，当該移動式製造設備等又は移動式圧縮水素スタンドの放出配管から気化し，及び加温した後，放出します。この場合，危険又は損害の発生を防止するため，適切な流量とします。 | 添付書類№ |